

おごおりししゅわげんごじょうれい あん 小郡市手話言語条例 (案)

手話は、音声言語とは異なり、手の形、位置、動きに加えて表情や強弱などを用いて視覚的に表現する独自の文法体系を持つ言語である。ろう者にとって、手話は大切なアイデンティティであり、ろう者が物事を考え、お互いの感情を理解し、知識を蓄え、文化を創造する上で必要な言語として大切に育まれ、受け継がれてきた。

しかしながら、昭和8年に全国のろう学校で手話の使用が事実上禁止されて以来、ろう者は手話を学ぶことのみならず、手話で教育を受けることもできず、口話教育を余儀なくされてきた。ろう者は、自由に手話を使用できる環境が整えられなかったことにより、十分な情報を得られず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。また、聞こえる人も、ろう者について理解する機会が少なく、互いを十分に分かり合える環境になかった。

このような中、平成18年12月に国際連合総会において、手話を言語として法的に位置付ける内容を含む障害者の権利に関する条約が採択され、我が国においても、平成23年に障害者基本法を改正した上で、平成26年1月に当該条約を批准した。これにより、我が国でも手話が言語として法的に位置付けられたが、いまだ十分に手話への理解や普及が進んでいるとは言えない。

こうした認識の下、ろう者が個々の特性に応じて言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い、手話を守ることができる環境づくりを推進することにより、ろう者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識の下、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もってろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 聴覚障がいのある人 聴覚の機能の障がいがある者であつて、当該障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) ろう者^{しゃ} 聴覚障がい^{ちょうかくしょうがい}のある人^{ひと}のうち、手話^{しゅわ}をつか^{つか}にちじょうせいかつまた^{にちじょうせいかつまた} しゃかい^{しゃかい}生活を営む^{せいかつ いとな もの}者をいう。

(3) 聴覚障がい^{ちょうかくしょうがい}のある児童等^{じどうとう} 聴覚障がい^{ちょうかくしょうがい}のある人^{ひと}のうち、幼児^{ようじ}、児童^{じどう}又は生徒^{また せいと}をいう。

(4) 事業者^{じぎょうしゃ} 市内^{しな}で事業^{じぎょう}を行^{おこな}う法人^{ほうじん}その他^たの団体^{だんたい}又は事業^{じぎょう}を営む^{いとな}個人^{こじん}をいう。

(基本理念^{きほんりねん})

第3条^{だい じょう} 手話^{しゅわ}の普及^{ふきゅう}その他^たの手話^{しゅわ}を使用^{しょう}しやすい環^{かん}境^{きょう}の整備^{せいび}は、手話^{しゅわ}が言語^{げんご}

であるという認識^{にんしき}の下^{もと}、ろう者^{しゃ}が手話^{しゅわ}をつか^{つか}にちじょうせいかつ^{にちじょうせいかつ} しゃかい^{しゃかい}生活を安心^{あんしん}して

営^{いとな}むことができる社会^{しゃかい}の実現^{じつげん}を旨^{むね}として行^{おこな}われなければならない。

2 手話^{しゅわ}の理解^{りかい}促進^{そくしん}及び普及^{ふきゅう}は、ろう者^{しゃ}及びろう者以外^{しゃいがい}の者^{もの}が相互^{そうご}の違^{ちが}いを

理解^{りかい}し、その個性^{こせい}及び人格^{およ}を互^{じんかく}いに尊重^{たが}すること並びに手話^{しゅわ}の理解^{りかい}促進^{そくしん}及び

普及^{ふきゅう}は、手話^{しゅわ}が言語^{げんご}であると認識^{にんしき}し、ろう者^{しゃ}が手話^{しゅわ}による意思疎通^{いしそつう}を円滑^{えんかつ}に図^{はか}

る権利^{けんり}を有^{ゆう}し、その権利^{けんり}が尊重^{そんちょう}されることを基本^{きほん}として行^{おこな}われなければならない。

(市の責務^{し せきむ})

第4条^{だい じょう} 市^しは、前条^{ぜんじょう}の基本理念^{きほんりねん}（以下「基本理念^{きほんりねん}」という。）にのっとり、ろ

う者^{しゃ}及び手話^{しゅわ}に対する市民^{しみん}の理解^{りかい}の促進^{そくしん}、手話^{しゅわ}の普及^{ふきゅう}並びに手話^{しゅわ}をつか^{つか}

い環^{かん}境^{きょう}の整備^{せいび}を図^{はか}るため、必要^{ひつよう}な施策^{しさく}を推進^{すいしん}するものとする。

しみん やくわり
(市民の役割)

だい じょう しみん きほんりねん しやおよ しゅわ たい りかい ふか
第5条 市民は、基本理念にのっとり、ろう者及び手話に対する理解を深める
とともに、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

じぎょうしゃ やくわり
(事業者の役割)

だい じょう じぎょうしゃ きほんりねん し しゅいしん しゅわ かん しさく
第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市が推進する手話に関する施策に
協力するよう努めるとともに、ろう者に対しサービスを提供するとき、又
はろう者を雇用するときは、手話の使用その他の必要かつ合理的な配慮に努
めるものとする。

しさく しゅいしん
(施策の推進)

だい じょう し だい じょう きてい もと つぎ かか しさく そうごうてき けいかくてき
第7条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に
推進するものとする。

- (1) ろう者及び手話に対する理解並びに手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による情報取得の機会の拡大及び手話言語を使いやすい環境
構築のための施策
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) 聴覚障がいのある児童等に必要な情報の提供及び相談体制の整備
に関する施策
- (5) 手話通訳者の配置及び手話奉仕員の養成に関する施策

(6) ぜんかくごう かか 前各号に掲げるもののほか、しちょう ひつよう みと しさく 市長が必要と認める施策

2 し 市は、ぜんこう かか しさく じっし ひつよう ばあい しょう者、しゅわつう 手話通

やくしゃ た かんけいしゃ いけん き 訳者その他関係者の意見を聴き、その意見を いくん さんちょう 尊重するよう つと 努めなければならない。

がっこう しゅわ ふきゅう
(学校における手話の普及)

だい じょう し 市は、がっこうきょういく とお しゅわ り かいおよ しゅわ ふきゅう はか つと
第8条 市は、学校教育を通して手話への理解及び手話の普及を図るよう努
めるものとする。

さいがい そ ち
(災害における措置)

だい じょう し 市は、さいがい た ひじょうじたい しょう者が必要な じょうほう じんそく
第9条 市は、災害その他の非常事態において、ろう者が必要な情報迅速か

てきかく しゅとく えんかつ い し そつう はか づつ 確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、けん た かんけい
県その他の関係

き かん れんけい ひつよう そ ち こう つと
機関と連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ざいせいじょう そ ち
(財政上の措置)

だい じょう し 市は、しゅわ かん しさく すいしん ひつよう ざいせいじょう そ ち こう
第10条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講

ずるよう つと 努めるものとする。

いにん
(委任)

だい じょう じょうれい しこう かん ひつよう じこう しちょう べつ さだ
第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

ふ そく
附 則

しこうきじつ
(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(検討)

2 市は、社会環境の変化及びこの条例の規定の施行の状況その他手話に

関する取組の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定

について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。